山陽小野田市の建設工事に係る入札について

（令和7年4月1日改正）

対象			区分	判断基準額	最低制限価格・調査基準価格の計算方法 ※各費目に所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨て）を合計する	判断基準額の計算方法	備考
土木系工事	土木一式工事 （総合評価競争入札を除く）		最低制限価格		【算定基準】 直接工事費×100% 共通仮設費× 90% 現場管理費× 90% 一般管理費× 70%	【端数調整】 算出された調査基準価格・最低制限価格が (1) 1,000万円以上の場合 10万円未満を切上げる （10万円単位） (2) 100万円以上1,000万円未満の場合 1万円未満を切上げる （ 1万円単位） (3) 100万円未満の場合 千円未満を切上げる （ 千円単位）	【算定基準】 ①とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事 防水工事 管工事 電気設備工事 機械設備工事 等 調査基準価格（端数調整後）×98% ②解体工事 調査基準価格（端数調整後）×60% 【端数調整】 千円未満切捨て（千円単位）	【最低制限価格】 ・最低制限価格を下回る金額の入札は失格とする。 【調査基準価格】 ・「判断基準額の設定あり」又は「判断基準額の設定なし」を入札通知書に記載 ・判断基準額未満の入札は、当該契約の内容に適合した履行がなされないとみなし、不落札とする。 ※最低制限価格、調査基準価格は事後公表
	総合評価競争入札 とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事 鋼構造物工事 ほ装工事 塗装工事 造園工事 土木系管工事 等		調査基準価格	あり (①)			
	土木系電気設備工事 土木系機械設備工事		調査基準価格	あり (①)	【算定基準】 直接工事費×100% 機器単体費× 92% 共通仮設費× 90% 現場管理費× 90% 一般管理費× 70%		
営繕系工事	Aを除く 営繕系工事	建築一式工事 （総合評価競争入札を除く）	最低制限価格		【算定基準】 直接工事費× 90% 共通仮設費× 90% （現場管理費＋（直接工事費×10%））×90% 一般管理費× 70%		
		総合評価競争入札 防水工事 等	調査基準価格	あり (①)			
		解体工事	調査基準価格	あり (②)			
	昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事（A）	建築一式工事	最低制限価格		【算定基準】 直接工事費× 80% 共通仮設費× 90% （現場管理費＋（直接工事費×20%））×90% 一般管理費× 70%		
		営繕系管工事 営繕系電気設備工事 営繕系機械設備工事	調査基準価格	あり (①)			

仕様書等に関する質問	「工事内容質問書」により受け付けます。
工事費内訳書	設計書の本工事費内訳表に記載のある工種及び金額が表示されたもの（任意様式で、「工事費内訳書の取扱いについて」の様式例を参考のこと。）を入札書の提出と同時に提出してください。 【工事費内訳書の不備で無効となる入札】 (1)入札時に工事費内訳書が提出されていないもの　(2)商号又は名称、住所及び工事名が確認できないもの (3)工事費内訳書中の工事価格と入札金額が一致していないもの　(4)値引きの記載があるもの　(5)その他明らかな不備があるもの
予定価格の公表	予定価格が500万円以上の工事の入札は入札後に公表、その他の工事は入札前に公表
事後公表化に伴う不正行為の防止対策	事業者が、予定価格や最低制限価格等を知るために、職員に質問や確認を行ったり、威力や金銭等を用いて聞き出す等の働きかけを行った場合は、その事業者に対し厳しい措置（指名停止措置等）を課すとともに、これに応じた職員も厳しく処分します。